

経済安全保障に関する 産業・技術基盤強化の取組 ～第8回有識者会議の議論を中心に～

2025年12月12日

経済産業省

経済安全保障政策課長

杉江 一浩

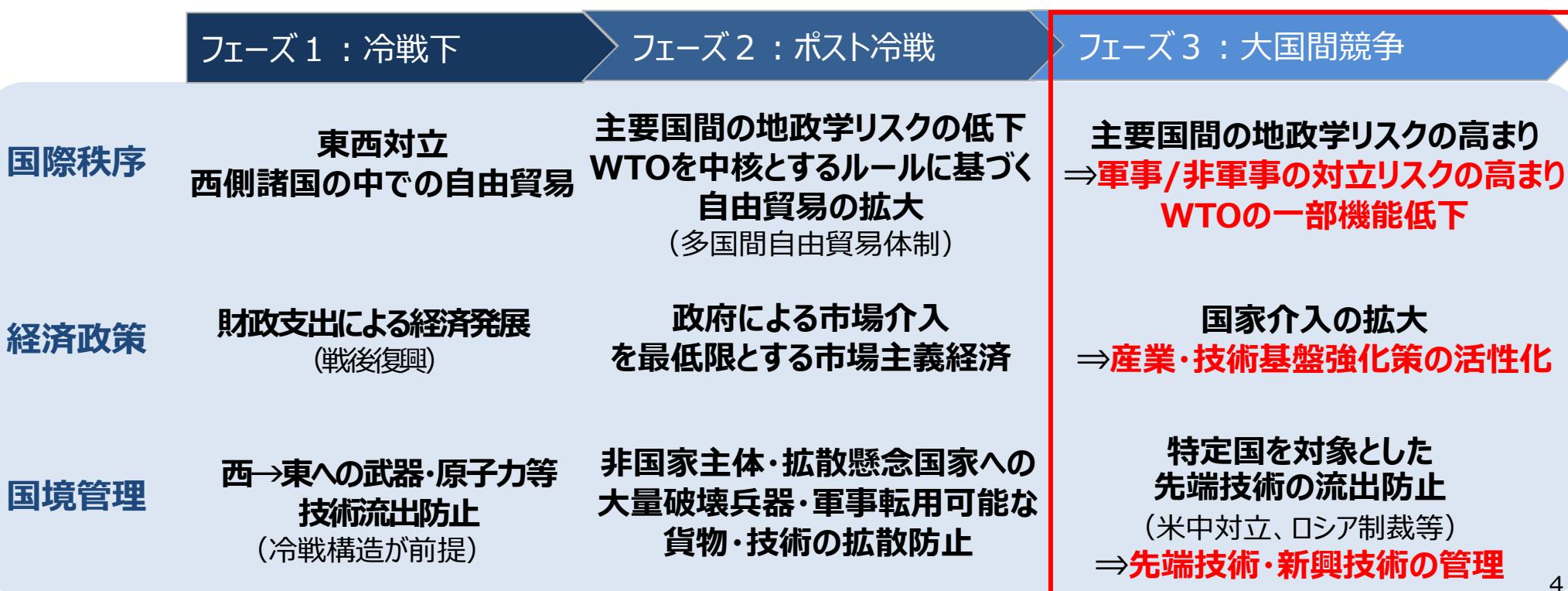
1. 経済産業省における取組の経緯

経済安全保障

「我が国の平和と安全や経済的な繁栄等の
国益を経済上の措置を講じ確保すること」

(「国家安全保障戦略」2022年12月16日閣議決定)

- 米中対立、ロシアによるウクライナ侵略など、国際秩序は大国間競争の時代に回帰。地政学的対立に非軍事的手段を持ち込む動き(Economic Statecraft)も拡大。
- 半導体、量子、AIなどの先端分野が安全保障にも大きな影響を与える中で、技術競争の激化による米中間の技術の「分断」や、重要物資のサプライチェーン途絶につながり得る地政学リスクが高まる中、各国は産業基盤強化のための取組を活性化させている。
- 反面、戦後、日本の国力を支えてきたルールに基づく国際貿易体制、イノベーション環境は後退。



日本としての「経済安全保障」

- 市場や資源を持つ大国が産業政策や国境措置を強化
日本の官民への制約が強まる
- 日本として「戦略的自律性」、「戦略的不可欠性」を強化

* 戰略的自律性：我が国の国民生活や社会経済活動の維持に不可欠な基盤を強靭化、他国への過度な依存を回避

* 戰略的不可欠性：国際社会全体の産業構造の中で、我が国の存在が国際社会にとって不可欠であるような分野を戦略的に拡大

出所：自由民主党 新国際秩序創造戦略本部提言
「『経済安全保障戦略策定』」に向けて（2020年10月）

- 経済安全保障への戦略的アプローチを開始

経済安全保障政策のこれまでの流れ

1. 「経済安全保障」に係る社会的要請

- 各国は国力増大のため、「経済安全保障」の切り口で施策強化
- 「自律性の向上」「優位性・不可欠性の確保」等の観点からの取組強化が重要



2. 経済安全保障推進法の施行（22年8月）

① サプライチェーン

12物資指定、総額約2.4兆円

② 先端技術育成

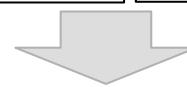
50の重要技術、総額5000億円

③ 基幹インフラ

24年5月から施行、15分野指定

④ 特許出願非公開

24年5月から施行



3. 「産業・技術基盤強化アクションプラン」の策定（23年10月～）

- 経済安全保障に関する官民連携を推進するための指針として、経産省主導で産学の意見を聞く有識者会議の枠組みを構築
- 国際連携・官民連携と経済インテリジェンスを強化しながら、産業支援策及び産業防衛策を有機的に組み合わせて、具体的取組を実施するためにアクションプランを整理。

産業支援策 (Promotion)

- ◆ 設備投資支援
- ◆ 研究開発支援 等

産業防衛策 (Protection)

- ◆ 輸出管理
- ◆ 投資管理 等

国際連携・官民連携 (Partnership)

- ◆ 同志国連携
- ◆ 官民戦略対話 等

経済安全保障に関する有識者会議・アクションプラン

- 23年10月、経済安全保障に関する官民連携を推進する政策の方針を議論するため、産学の意見を聞く有識者会議の枠組みを構築し、アクションプランを随時改訂・公表

これまでの経緯

(23/10/12 : 第1回有識者会議 ⇒ 23/10/24 : 第2回有識者会議)

- **23/10/31 : アクションプラン初版**

- 産業支援策(Promotion)、産業防衛策(Protection)、国際連携(Partnership)の3つのPの推進

(24/2/2 : 第3回有識者会議 ⇒ 24/4/24 :)

- **24/05/14 : アクションプラン改訂版第4回有識者会議**

- 「3つのP」推進の重点分野としてコンピューティング、クリーンテック、バイオテックを特定
- 経済インテリジェンス能力の強化を新たに打ち出し

(24/10/01 : 第5回有識者会議)

- **25/4/15 : 第6回有識者会議**

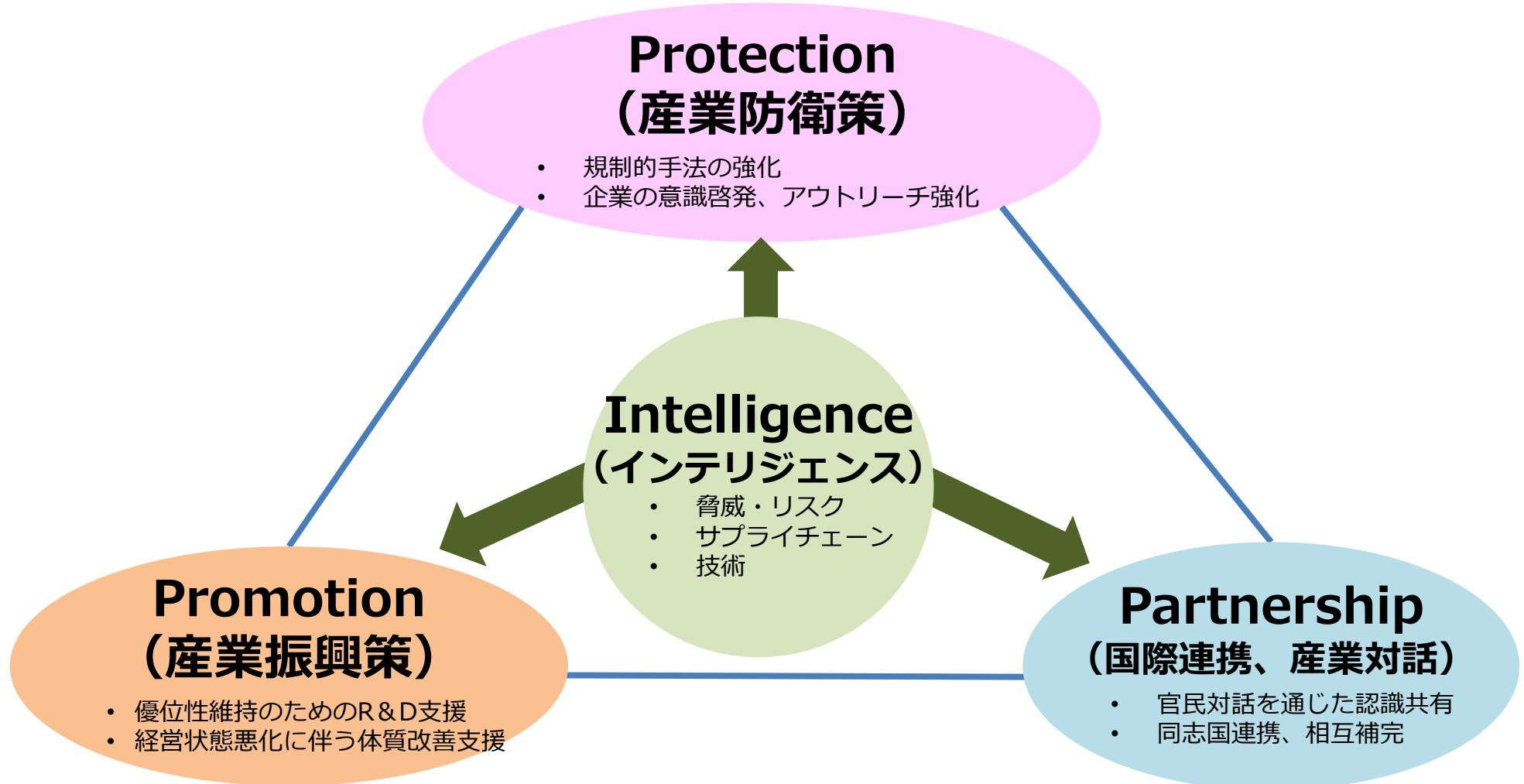
- 足下の地政学リスクの高まりを踏まえ、経済安保の抜本的強化の必要性を議論

- **25/5/23 : 第7回有識者会議（アクションプラン再改訂）**

- **25/5/30 : アクションプラン再改訂**

- **25/11/20 : 第8回有識者会議**

産業・技術基盤強化アクションプランのコンセプト ～「3つのP+I」～



2. 我が国を取り巻く経済安全保障環境

厳しさを増す経済安全保障環境

- 米国を中心とした自由主義的な国際経済秩序は大きな転換点を迎えている。本年5月のアクションプラン再改訂以降、以下の動きが加速
 1. 中国の台頭とグローバル化の進展と軌を一にした製造業空洞化、雇用喪失、格差拡大などへの米国国内の不満を背景に、
米国の「米国第一主義」政策の推進と、自由貿易体制の維持といった国際公共財へのコミットメントの低下 **【自由貿易体制の揺らぎ】**
 2. AI・半導体など先端分野を巡る大国間競争の激化と、その対立軸の中での重要鉱物等の輸出管理といった経済の「武器化」の過熱。我が国を含む第三国への影響の深刻化
【テクノロジーを巡る大国間競争】
 3. 上記を背景に、欧州、アジア等第三国における「自衛」の動き
【大国間競争下での第三国対応】
 - ・自由貿易体制の維持 (EPA/FTAの動きの加速)
 - ・防衛産業や重要物資の自律性確保に向けた国内産業・技術基盤の強化

第二次トランプ政権下での主要な関税措置（11月10日以降）

＜国・地域別関税＞根拠法：IIEPA(国際緊急経済権限法)

相互関税	各国毎の相互関税率を適用 ・日本については、MFN税率等を含み15%（ただし、15%を超えるものはMFN税率）
対中国	追加関税率：20%（移民・薬物による追加関税10% + 相互関税10%、11月10日から）
対カナダ	移民・薬物による追加関税率：35%（USMCA適合品は免除）
対メキシコ	移民・薬物による追加関税率：25%（USMCA適合品は免除）
対ブラジル	追加関税率：50%（対ブラジル関税40% + 相互関税10%）
対インド	追加関税率：50%（ロシア産石油輸入に関する関税25% + 相互関税25%）

＜分野別関税＞根拠法：通商拡大法232条

鉄鋼・アルミ・銅	追加関税率：50%（派生品については含有分に対して課税）
自動車・自動車部品	追加関税率：25% ・ メキシコ、カナダからのUSMCA適合自動車は非米国部分のみ課税、同適合自動車部品は当面無税 ・ 英国は年間10万台までMFN税率込みで10%、以降25%。日本、EUについては、MFN税率等を含め15%。韓国については15%で合意（適用日未定）
中大型車両・部品／バス	追加関税率：25%（中大型車両・部品） ・ メキシコ、カナダからのUSMCA適合中大型車両は非米国産部分のみ課税、同適合部品は当面無税 追加関税率：10%（バス）
木材	追加関税率：10%（針葉樹材及び製材品）、25%（張地の家具、キッチンキャビネット及び洗面化粧台並びにその部品） →（2026年1月1日から）30%（張地の家具）、50%（キッチンキャビネット及び洗面化粧台） ・ 英国に対する追加関税は10%。日本・EUに対しては、木材への追加関税と通常の関税の合計はMFN関税率込みで15%。
半導体・医薬品	通商拡大法232条に基づく調査を実施中 ・ 日本は、仮に分野別関税が課される場合も他国に劣後しない扱いとなることで合意
その他	重要鉱物、航空機・航空機部品、ポリシリコン、ドローン、風力タービン・部品、産業機械、医療機器について通商拡大法232条に基づく調査を実施中

※相互関税は、分野別関税が適用されている品目、今後適用の可能性のある品目（半導体・医薬品等）等には課されない。

※中国に対する移民・薬物による追加関税は、分野別関税の対象品目にも課される。対ブラジル関税は、分野別関税の対象品目には課されない。

※カナダ、メキシコに対する移民・薬物による追加関税は、自動車・自動車部品関税、中大型車両・部品／バス関税、鉄鋼・アルミ関税の対象品目には課されない。

25年6月以降の米中の国境措置の動向(25年11月20日時点)

- AI半導体や重要鉱物を中心に、米中で相互に依存低減を目指すも、時間を要するため一旦ホールドとなつたが、先端技術等をめぐる競争の方向性に揺らぎはない

25年6月9日-10日 米中貿易協議（ロンドン）

NVIDIAは、間もなくラインセスを取得できるとし、中国向けAI半導体H20を販売再開することを発表

7月14日 7月30日

中国サイバースペース管理局が、NVIDIA製AI半導体H20にバックドアの懸念があると発表

25年7月28日-29日 米中貿易協議（ストックホルム）

25年8月11日 米中両政府による関税措置の再延長発表（11月10日まで追加関税の一部を停止し、貿易協議継続）

輸出再開と引き換えに、NVIDIAとAMDが対中半導体の収益15%を米政府に納付することに合意

8月11日 8月13日

政府または国家安全保障関連業務でNVIDIA製半導体の使用を控えるよう、国内企業に勧告

インテル、サムスン、SKハイニックスの中国拠点向け半導体製造装置・関連技術の輸出管理強化を発表

8月29日

中国企業23社を含む32社をエンティティリストに追加

9月12日 9月13日

米国のアナログ半導体の反ダンピング調査、中国製半導体に対する差別的措置への調査を開始することを発表

25年9月14日-15日 米中貿易協議（マドリード）

TikTokの米国事業の売却を承認する大統領令に署名

9月25日 9月15日

NVIDIAが独占禁止法に違反すると発表（調査は継続）

50%以上子会社へのエンティティリスト拡大の公表

9月29日

11月1日から中国に追加関税100%課すことを発表(SNS)

10月10日 10月9日

レアアース等の輸出管理の関連規制強化を発表

中国の海事・物流・造船分野に対する通商法301条に基づく、中国船舶への入港料の徴収を開始

10月14日

米国船舶に対する入港料の徴収を開始
韓国の造船企業ハンファの米関連企業5社への制裁発表

25年10月25-26日 米中貿易協議（クアランプール）

25年10月30日 米中首脳会談（釜山）

米：対中関税100%発動見送り・EL子会社50%ルールの1年延期等、中国：レアアース再輸出規制等の1年間延期、包括許可の発行等

米トランプ政権のAIテックスタック輸出促進計画

- 今年7月、米国はトランプ大統領のリーダーシップの下、「AIアクションプラン」を公表。 AIの安全性を重視する立場から転換。AI分野で米国と同盟国が競争に勝利する必要があることを強調し、産業振興・イノベーションを中心とした内容。
- この中でも、米国は特に米国AI技術の輸出プログラムに注力。米国発のAI技術のグローバル展開を支援することにより、AI分野における米国のリーダーシップを維持・拡大し、敵対国が開発したAI技術への国際的な依存度を低減することを目指す。
- 中国が5G技術においてフルスタックでの展開を進めたことの経験を踏まえ、AIモデル・データ・ハードを含めたフルスタックでの米国AI技術の展開を目指す。

米国AIアクションプラン（7月23日）

I AIイノベーションの加速

- 官僚的手続き・過度な規制の撤廃
 - ✓ イノベーションを妨げる連邦規制について企業/市民からの情報提供依頼
- 言論の自由と米国的价值観の保護
- オープンソース/オープンウェイトAIの促進
- 次世代製造業の支援
- AIを活用した科学への投資
- 世界水準の科学データセット構築

II 米国AIインフラの構築

- データセンター・半導体工場・エネルギーインフラの迅速許認可
 - ✓ データセンター/発電インフラの建設に連邦の土地を利用するため、重要な土地資産を持つ機関へ指示
 - ✓ 国内のAIコンピューティングスタックが米国製品で構築され、インフラは外国の敵対者の情報通信技術・サービスが含まれないことを保証
- AIに対応した電力網の整備
- 半導体製造の国内回帰

III 国際AI外交・安全保障の主導

- 米国AI技術の同盟国・パートナー国への輸出
 - ✓ 産業界からAI輸出パッケージ提案を収集し、DOC（商務省）によって選定されたものについて、セキュリティ要件と標準を満たす取引を促進
- AI計算資源の輸出管理強化
- 半導体製造技術の輸出管理の抜け穴対策
- グローバルな保護措置の連携

AIテックスタックの構築と展開を巡る米中の動向

- ・ 最先端モデル開発を目指し、大量の研究者を企業に集めて大規模開発。民間資金中心でクローズドモデルを開発
～25年7月「AIアクションプラン」公表～
- ・ AI技術の第三国へのフルスタック展開を重視
- ・ クローズドモデルの開発と並行して、オープンウェイトモデルも公表



22年10月 半導体製造装置等の対中輸出管理措置公表

24年12月 AI用メモリ半導体の対中輸出管理措置公表

25年1月 AI Diffusion Rule公表

…AIチップの輸出やそれを使った計算応力の提供に関し、世界各国を3グループに分けて規制する案

25年5月 AI Diffusion Rule撤廃

25年6月 ラトニック商務長官がAISI (AI Safety Institute)をCAISI (Center for AI Standards and Innovation)に改編

25年7月「AIアクションプラン」・AI輸出プログラム公表

25年8月 OpenAIがオープンウェイトモデル「gpt-oss」及びクローズドモデル「GPT-5」を発表

- ・ 既存の技術やノウハウを活用し、コストパフォーマンス重視で社会実装に注力（低成本かつ一定性能のモデルを広く展開）
- ・ 国家補助によるオープンウェイトモデル
- ・ 中国が圧倒的シェアを有するハードウェア（スマホ、EV）、更にはロボットへのAIモデル実装を通じ海外展開。
- ・ データセンターやエネルギーインフラをAIモデルとセットで展開させることで、フルスタックでの展開を促進



25年1月

25年1月 DeepSeek R1発表

25年5月

25年5月 上海協力機構AI協力フォーラム開催

25年7月

25年7月 上海で「世界AI会議」を開催し「グローバルAIガバナンス行動計画」公表。「世界AI協力組織」設立を提唱

25年8月 「AI+」行動の実施に関する意見を公表し、科学研究・産業・教育・福祉等を重要分野と定め、AI普及率目標を設定

重要鉱物：中国による輸出管理強化

- 中国は、2023年8月のガリウムとゲルマニウムへの措置を皮切りに、**重要鉱物に対する輸出管理を強化**。本年4月には、**重レアアース7種**に対する輸出管理措置を実施。
- 国内製造業に引き続き影響を及ぼしている。
- 10月9日、極微量であっても**中国産レアアースを含む製品の再輸出規制**や**レアアース及び電池の生産設備・材料・技術の輸出規制**等の新たな輸出管理措置を発表。
※10月30日、米中首脳会談で1年間延期。

中国による輸出管理措置対象の鉱種

2023年8月 ガリウム、ゲルマニウム

2023年12月 黒鉛

2024年9月 アンチモン

2025年2月 タングステン、テルル、ビスマス、モリブデン、インジウム

2025年4月 テルビウム、ジスプロシウム等
中・重レアアース7種

2025年10月 ホルミウム、イッテルビウム等
中・重レアアース5種

※リチウムイオン電池（製造装置・技術含む）等製品も追加

⇒ 米中首脳会談で1年間延期

新たな輸出管理措置の概要（2025年10月9日発表）

1. レアアース関連品目の「再輸出規制」（外国での輸出を規制）

中国国外の組織・個人が**中国以外の国・地域**に対し、以下のレアアース関連対象品目を輸出する際、**輸出許可取得を義務づけ**

- 特定の中国産レアアース化合物（**価値比率0.1%以上**）を含む、**外国で生産された特定のレアアース関連製品（磁石等）**
- 中国の**レアアース関連技術**（採掘、精錬・分離、リサイクル等）**を用いて外国で製造されたレアアース関連製品**
- 特定の中国産レアアース関連製品**

[施行日] (1)(2) : 2025年12月1日、(3)2025年10月9日（公布当日）

2. レアアース代替供給プロジェクトに不可欠な設備・材料・技術への規制

- レアアース生産加工設備**、**レアアース鉱石**、**分離精製に必要な薬剤**について**輸出許可取得を義務づけ**

- 中国国内の組織・個人が中国以外の国・地域に対し、**レアアース関連技術**を輸出する際、**輸出許可取得を義務づけ**。更に、**中国国内で外国組織・個人に輸出する場合も規制**（「みなし輸出」規制の導入）

[施行日] (1) 2025年11月8日 (2) 2025年10月9日（公布当日）

(2) テクノロジーを巡る霸権競争 米国におけるレアアース確保に向けた取組

- 米国はレアアースの中国依存を脱却するため、①国内レアアース関連企業への出資、②備蓄強化の対応策を矢継ぎ早に発表。加えて③関税措置(232条)についても調査開始

1. 戰略的出資

(1) 戰争省(DOW)とMPマテリアルズ社の官民パートナーシップ

①戦略的出資

- DOWが同社の株式4億ドル相当分を購入 (総株式の15%相当)。マウンテンパスでのレアアース分離機能の拡張のため、1.5億ドルの低金利融資。



MPマテリアルズが保有する
レアアース鉱山

②NdPr製品の値差支援

- 2025年Q4以降、NdPr製品の価格下限110\$/kgを10年間保証。市場価格との値差を支援。

③磁石設備支援

- 10,000t/年産の磁石製造を目指す新たな施設建設後、DOWは同社の防衛及び商業顧客向け含む全ての磁石製品を10年間購入することを保証。2028年予定の試運転開始から10年間支援。

- DOWによる\$140Mの最低EBITDA保証付きであり、同社利益も保証。EBITDAが\$140Mを超過した場合、DOWに\$30Mが優先配分。EBITDAが\$170Mを超過した場合、利益はDODと同社で均等配分。

(参考) 米アップル社は、MPマテリアルズとの間で複数年のレアアース磁石供給に関し、5億ドル規模の契約締結を発表 (25年7月15日)

(2) その他の米政府の出資案件 (報道ベース)

- クリティカル・メタルズ (グリーンランドのタンブリーズ希土類鉱床) : 取得株式約8% (協議中)
- リチウム・アメリカズ (ネバダ州サッカーパスリチウム鉱山) :
取得株式: 親会社の 5%、GMとの合弁事業であるサッカーパスJVの 5%
- USAレアアース: 取得株式不明 (協議中)
- DFCが重要鉱物サプライチェーン確保と米国経済成長・安全保障強化に向け18億ドルのコンソーシアムに参加

2. 備蓄増強

- トランプ大統領の「一つの大きく美しい法案 (OBBBA)」には重要鉱物確保支援に75億ドルが計上。うち20億ドルは国防備蓄強化に充てられる。DODは2026年末から2027年初頭までに最大10億ドル相当の重要鉱物の調達を目的に支出する方針。

(出典) Financial Times 「Pentagon steps up stockpiling of critical minerals with \$1bn buying spree」から経済産業省作成

3. 通商拡大法第232条調査

- 4月15日、トランプ大統領は、外国の生産者が価格の操作や、過剰生産、輸出規制などのかたちでその独占力を、米国に対する地政学的また経済的なレバレッジとして利用しているとしレアアースを含む重要鉱物について通商拡大法第232条に基づく調査を開始する大統領令を発令。今後、追加関税を課す可能性。

NATOにおける防衛産業基盤強化の動き

- 本年6月のハーグNATO首脳会合で、2025年に全てのNATO加盟国が国防支出2%の目標を達成することが発表されるとともに、NATO加盟国は2035年までに国防支出等の対GDP比目標を5% (①中核的国防支出は少なくとも3.5%、②国防・安保関連支出は上限1.5%)に引き上げることに合意



NATO（北大西洋条約機構）

“NATO同盟国は、ワシントン条約第3条に基づき、個別及び集団としての義務を果たすため、2035年までにGDPの5%を中核的国防支出及び国防・安全保障関連支出に毎年投資することを約束する”

(中略) “少なくとも年間GDPの3.5%を、中核防衛要件の充足とNATO能力目標の達成に充てる” (中略) “さらに、特に重要インフラの保護、ネットワークの防衛、民間人への備えと強靭性の確保、イノベーションの促進、そして防衛産業基盤の強化のために、年間GDPの最大1.5%を拠出する”



25年6月26日NATO首脳会議

(参考) NATO加盟国への防衛費増大に関する発言



“NATO加盟国全てに対し、国防費をGDPの5%に増額するよう要請する。これは数年前に達成されるべき水準。当時はわずか2%で、私が就任するまでほとんどの国は負担していなかった”

世界経済フォーラム年次総会@ダボス(25年1月23日)



記者団への取材コメント@モリスタウン(25年6月20日)

NATO加盟国がGDPの5%を国防費に充てるべきかどうかという問い合わせに対し、“我々は長年NATOを支持してきた。だから、米国はそうすべきではないと思うが、NATO加盟国は絶対にそうすべきだ”と述べた。

世界でのFTA/EPAの動きの活発化

- WTOでのマルチの関税交渉等のハードルが増し、保護主義的な動きや国際経済秩序の不透明性が増す中、FTA/EPA締結に向けた動きが活発化。メルコスール・EUやインド・EUなど、**先進国、新興国を問わず、また地域を越えて**加速。

EU



- ・2022年 インドとのFTA交渉再開
- ・2023年 タイとのFTA交渉再開、韓国とのデジタル貿易協定交渉開始、米国との重要鉱物貿易協定交渉開始
- ・2024年 NZとのFTA発効、ケニアとのEPA発効、シンガポールとのデジタル貿易協定実質合意、フィリピンとのFTA交渉再開、メルコスールとのFTA最終合意
- ・2025年 インドネシアとのCEPA締結、マレーシアとのFTA交渉再開

インド



- ・2022年 EUとのFTA交渉再開、豪州とのECTA発効、UAEとのCEPA発効、ウズベキスタンとの特恵貿易協定交渉開始、カナダとCEPA交渉再開合意
- ・2023年 GCCとのFTA交渉再開
- ・2024年 EFTAとのFTA署名
- ・2025年 チリとのCEPA署名、英国とのFTA署名、EAEUとのFTA交渉開始

英国



- ・2022年 GCCとのFTA交渉完了、シンガポールとのデジタル経済協定(UKSDEA)発効、グリーンランドとのFTA発効
- ・2023年 豪州とのFTA発効、NZとのFTA発効、米国との重要鉱物協定交渉開始
- ・2025年 インドとのFTA署名

メルコスール



- ・2023年 カナダとのFTA交渉推進に同意、シンガポールとのFTA署名
- ・2024年 メルコスール・中国対話再開、EUとのFTAに最終合意
- ・2025年 EFTAとのFTA実質合意、カナダとのFTA交渉再開

2025年に動きのあった主要なFTA/EPA

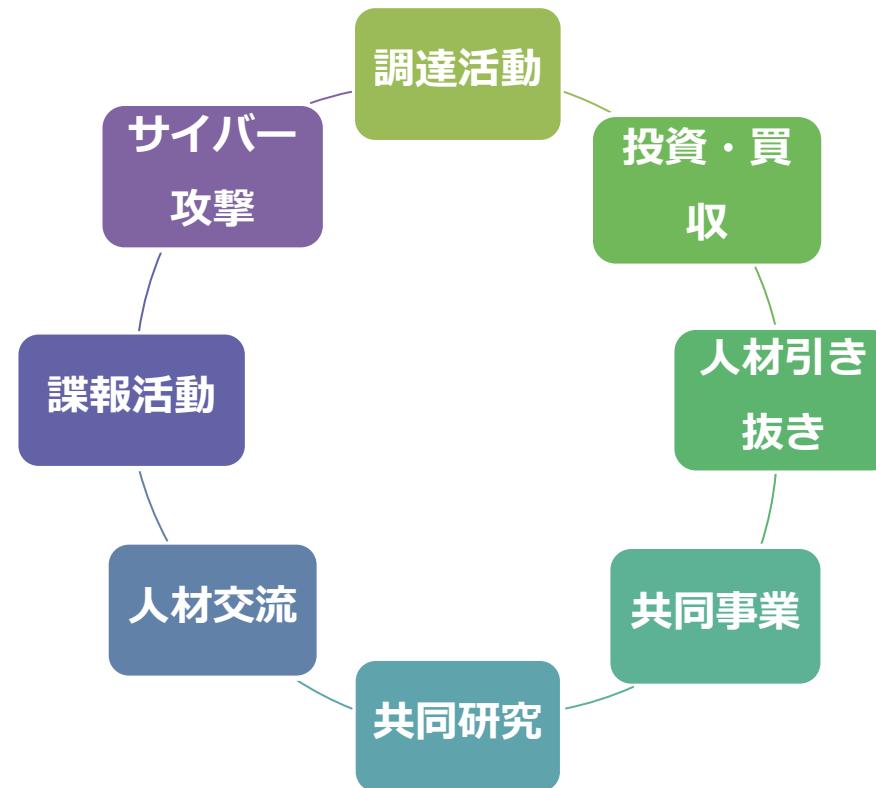
- ・UAE・NZ CEPA 署名
- ・マレーシア・UAE CEPA 署名
- ・英印 EPA 署名
- ・メルコスール・EFTA FTA 実質合意
- ・インドネシア・EU CEPA 締結
- ・EU・マレーシア FTA交渉再開
- ・マレーシア・GCC FTA 交渉再開
- ・NZ・インド FTA 交渉再開
- ・豪州・EU FTA 交渉再開
- ・インド・EAEU FTA 交渉再開
- ・メルコスール・カナダ FTA 交渉再開
- ・インドネシア・カナダ CEPA 締結
- ・韓国・マレーシア FTA締結
- ・中国・ASEAN FTA (ACFTA3.0) 調印

出典：2022-2024年：JETRO 世界のFTAデータベース
2025年：各種報道より

我が国における技術流出リスクへの対応の状況

- 近年、我が国の優位性・不可欠性技術を狙う動きが巧妙化。一層の技術流出防止の取組強化が求められる。

多様化する技術流出経路



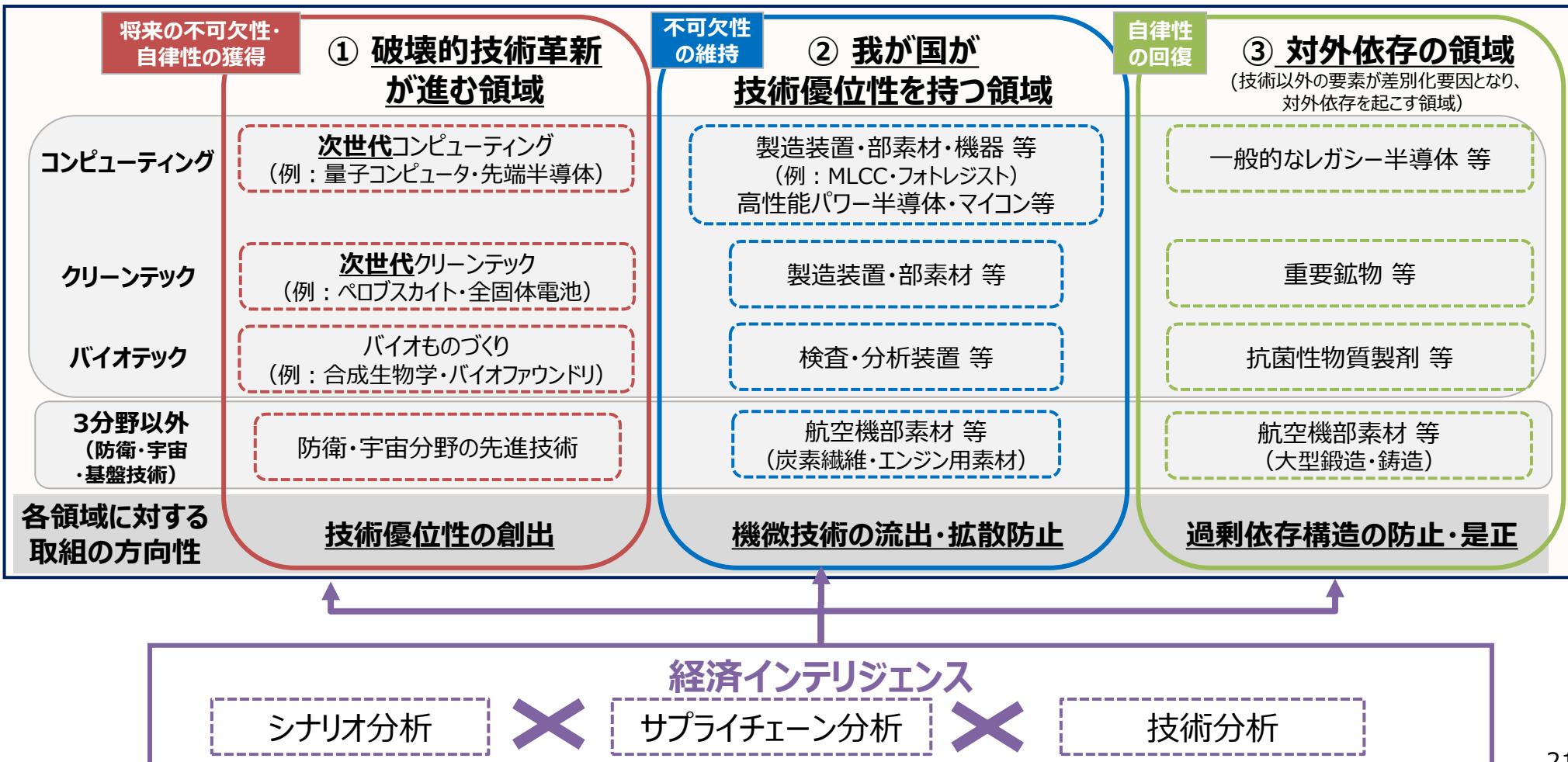
(資料) 公安調査庁「経済安全保障の確保に向けて—技術・データ・製品等の流出防止ー」から経済産業省作成

3. 経済安全保障に関する産業技術基盤強化に向けた取組

経済安全保障上重要な物資・技術の特定と政策アプローチ

- コンピューティング、クリーンテック、バイオテック、基盤技術分野について、技術インテリジェンスを高めることで、鍵を握る技術・物資に関し、我が国における相対的な優位性や対外依存度を把握し、効果的な施策を当てはめていく。

＜経済安全保障の観点から重視すべき物資・技術の整理＞



直近の主な取組

将来の不可欠性・自律性の獲得

●デュアルユース産業・技術基盤の強化

- ・無人機・宇宙システム等の産業基盤強化・需要創出（官需、海外、民需）
- ・輸出管理合理化
- ・防衛サプライチェーンの強化

●信頼できるAIエコシステムの構築

不可欠性の維持

●技術管理スキームの対象拡大（本年4月に4技術を新たに対象化）

●技術流出対策ガイダンス第2版策定に向けた検討、地方局連携

●対内投資規制の見直し

●過剰供給問題への対応（アンチダンピング措置での対応等）

自律性の回復

●レアアース等重要鉱物の特定国への過度な依存の低減

官民対話・民々対話

- 経済安全保障経営ガイドラインの策定
- 独禁法の考え方の整理
- 官民協議会創設の検討

国際連携

- 経済安保に資する海外事業展開支援
- アジア諸国等との連携強化

経済インテリジェンス

- Trusted Thinktank Network
- 総合的なシンクタンク機能の構築の検討（NSS・内閣府主導）
- グローバルフォーラム ウィークス

安定供給確保上の課題が生じている重要な物資への対応強化

1. 未指定物資で課題が生じているもの（一部）

将来の不可欠性・
自律性の獲得

無人航空機

- 無人航空機は、海外製が国内シェア9割。
- 国内で安定的に必要な数量のドローンを確保するため、国産ドローンの機体と重要構成部品の量産体制の構築を進める。

人工衛星、ロケットの部品

- 人工衛星とその打上げに不可欠なロケットの主要部品は海外に依存のおそれ。
- 世界的需要増の中、各国とも海外への供給を優先し、日本への供給が遅延。
- 国内供給能力の確保を進める。

不可欠性
の維持

磁気センサー

- 自動車等に利用される磁気センサーは、ローエンド品は既にコモディティ化が認められる状況。
- ハイエンド品の日本企業の技術優位性を引き続き確保していく必要がある。

2. 既指定物資で課題が生じているもの（一部）

自律性
の回復

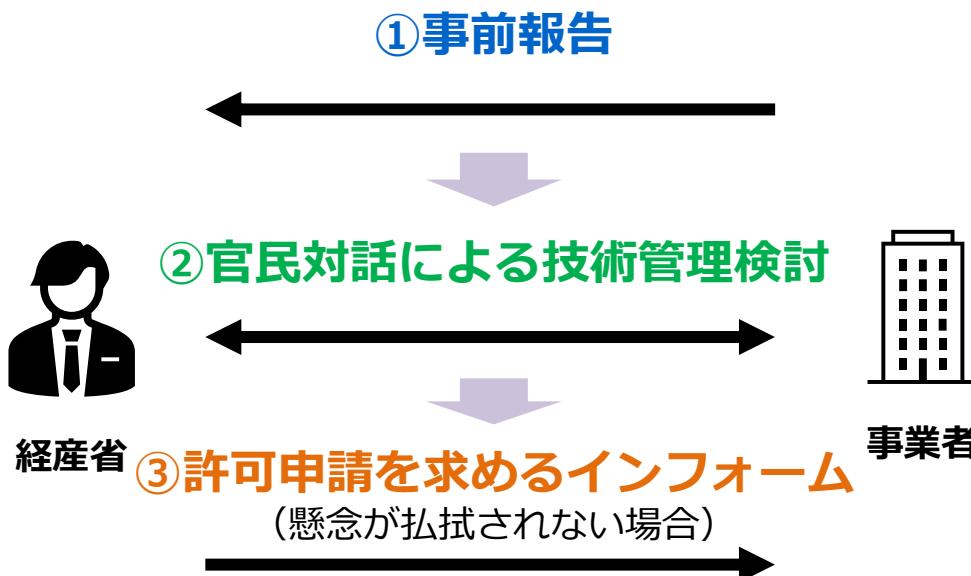
重要鉱物・永久磁石



官民対話による技術管理スキームの対象技術追加

- 技術は、貨物に比して、一度移転すれば、管理の難易度が高くなる。また、移転後の時間的経過とともに主体や用途が変化し、当初想定できないような軍事転用に繋がる懸念がある。
- このため、安全保障上の観点から管理を強化すべき重要技術の移転に際して、外為法に基づく事前報告制度を設け、これを端緒として官民が確実に対話する。
- 技術移転を止めることが目的ではなく、適切な技術管理を徹底することが目的。技術流出の懸念が払拭されない場合に、許可申請を求めるインフォームを発出する場合もあるが、原則として、対話を通じた信頼関係の下での解決を目指す。
- 事前報告対象として、現在 15 技術を指定しており、今般、新たに 4 技術を追加。

<スキーム概要>



事前報告の対象技術	
①積層セラミックコンデンサ (MLCC)	⑪磁気センサー
②SAW及びBAWフィルタ	⑫スポンジチタン
③電解銅箔	⑬正負極バインダ
④誘電体フィルム	⑭固体電解質
⑤チタン酸バリウム	⑮セパレータ製造装置
⑥炭素繊維	⑯量子ドット
⑦炭化ケイ素繊維	⑰TADF材料（有機EL次世代発光材料）
⑧フォトレジスト	⑱位相差フィルム
⑨非鉄金属ターゲット材	⑲軟性内視鏡
⑩走査型／透過型電子顕微鏡 (SEM/TEM)	今般の追加

技術流出対策ガイダンス（第1版）の公表（2025年5月）

- 企業が激しい国際競争を生き残る上で、海外展開や海外人材の活用などに戦略的に取り組むことが必須。
- 懸念される技術流出に対して過度に委縮するのではなく、適切な対策を講じるという姿勢が求められる
- 他方、企業からは具体的な対策に悩む声が多く聞かれる。このため、有識者研究会での検討（※1）を踏まえ、「技術流出対策ガイダンス」を策定
- 本ガイダンスは、企業に義務を課すものではなく、選択肢を示すもの。また、今後の官民対話での活用を含め、アウトリーチを強化する

目次

- 第0章 はじめに
 - 1 本ガイダンスの目的等
 - 2 意図せざる技術流出が生じうるケース
- 第1章 生産拠点の海外進出に伴う技術流出への対策
 - 0 技術流出事例
 - 1 計画前・計画段階において取り組むべき事項
 - 2 契約締結時に取り組むべき事項
 - 3 海外事業の実施段階において取り組むべき事項
 - 4 撤退・契約終了時に取り組むべき事項
 - 5 その他の取組事項
- 第2章 人を通じた技術流出への対策
 - 0 技術流出事例
 - 1 技術流出を防ぐために未然に取り組むべき事項
 - 2 技術流出した場合に取り組むべき事項
 - 3 技術者の流出に対して取り組むべき事項
 - 4 その他の取組事項

参考資料 技術流出対策チェックリスト

（※1）技術流出対策ガイダンスに関する研究会（五十音順、敬称略）

- ・大島 昌彦（日本商工会議所）
- ・片山 銘人（日本労働組合総連合会）
- ・川田 琢之（筑波大学教授）
- ・久保 浩平（日本経済団体連合会）
- ・小島 英太郎（日本貿易振興機構）
- ・鈴木 潤（アンダーソン・毛利・友常法律事務所）
- ・高梨 義幸（TMI総合法律事務所）
- ・松本 宗樹（日本アイ・ビー・エム株式会社）
- ・森田 恵（積水化学工業株式会社）

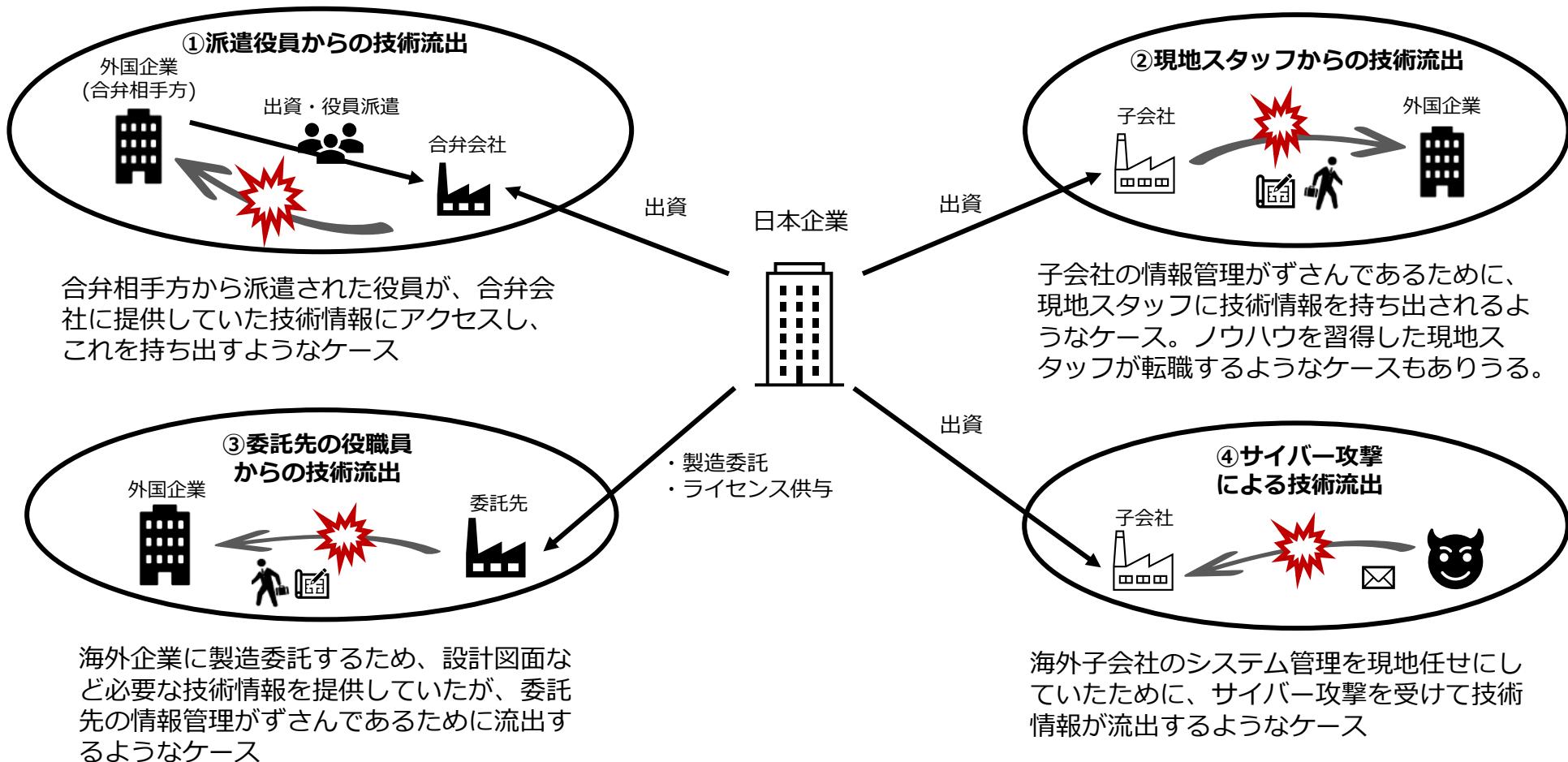
＜オブザーバー＞

- ・内閣官房国家安全保障局／内閣府（経済安全保障担当）
- ・厚生労働省
- ・経済産業省内関係部局

第1章が想定する技術流出のケース

- 第1章では、日本企業が、海外拠点での生産及び製品開発を行う場合を想定した技術流出対策を記載している。典型的には、子会社や現地企業との協力による合弁会社を設置するケースや、現地企業に対して生産委託・ライセンス供与などを行う場合を想定している。

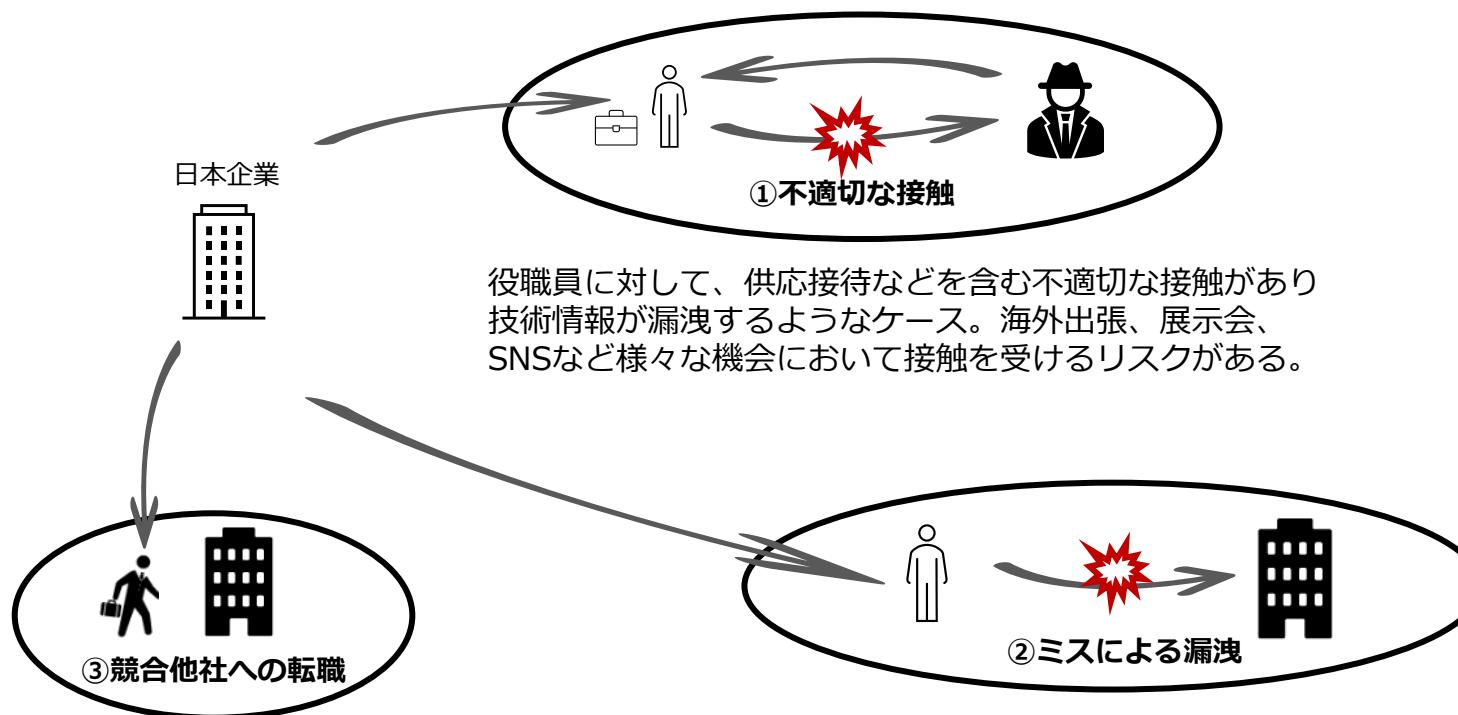
＜生産拠点の海外進出に伴う技術流出ケース（例）＞



第2章が想定する技術流出のケース

- 第2章では、役職員による技術情報の持ち出し（不正の目的に限られない）による技術流出への対策や、優秀な技術者の転職によって技術優位性を失うような場合への対策を記載している。なお、いわゆる正社員（管理職含む）に限った議論ではなく、役員、派遣従業員、出向者、退職者など、広く自社の技術情報に関わる人物を想定している。

＜人を通じた技術流出ケース（例）＞



競合他社が、技術獲得を目的に技術者を引き抜くようなケース。転職そのものは自由であるが、営業秘密漏洩が違法であることについて正しい認識がない場合もある。

重要な技術情報を誤って他社に送付したり、アクセス権限のない者に開示したりするようなケース。秘密情報の範囲を誤解しているようなケースや、商談の中でうっかり発言してしまうようなケースもある。

技術流出対策ガイドンス第2版の策定に向けて

- 企業における国内外との共同研究や共同開発・調達時のすり合わせ等の連携を行う場面での技術流出対策に関するニーズが多く聞かれていることを踏まえ、これらの内容を網羅すべく、ガイドンスの改訂（第2版）に向けた検討を開始。

【第2版での検討の視点】

共同研究を通じた技術流出への対策

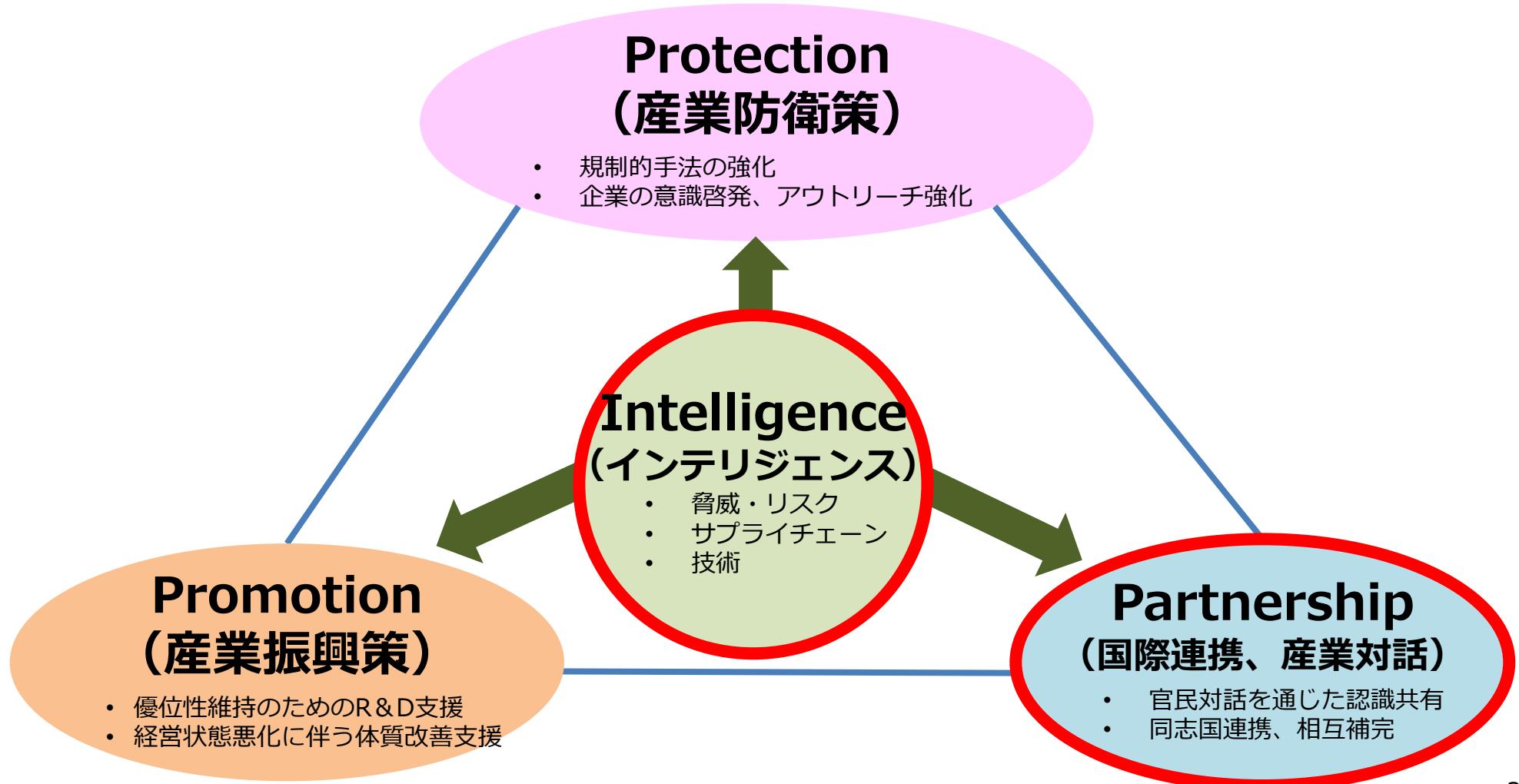
- イノベーションの実現のためには、異なる国や組織との共同研究によって、知識・技術の伝搬を促し、企業のイノベーションを推進していくことが重要。
- 経済安全保障上の観点でも、先端技術分野におけるイノベーション力を發揮し、わが国の「技術優位性」を磨き上げ「不可欠性」まで強化することは重要な課題。
- 一方で、共同研究の過程では、企業にとっての「秘密」がある中で、他組織、さらには他国との技術の共有が想定されることから、技術流出リスクが高い行為であると考えられ、そのテーマ・内容、パートナー等に応じた、適切なマネジメントが重要。

すり合わせを通じた技術流出への対策

- 製品の性能や品質を最大化するためには、個々の部品調達に関わる組織間での最適化に向けた相互調整（いわゆる「擦り合わせ」）が極めて重要。伝統的に企業とサプライヤーの緊密な連携によって他国には真似が出来ない品質を生み出してきたわが国製造業の「お家芸」の分野。
- 擦り合わせは、営業秘密を含め、さまざまに技術情報の共有が行われることから、技術流出のリスクが高い。海外拠点も含めて行われていることから、「擦り合わせ」の内容等に応じて適切なリスク軽減措置を組み合わせていくことが必要。

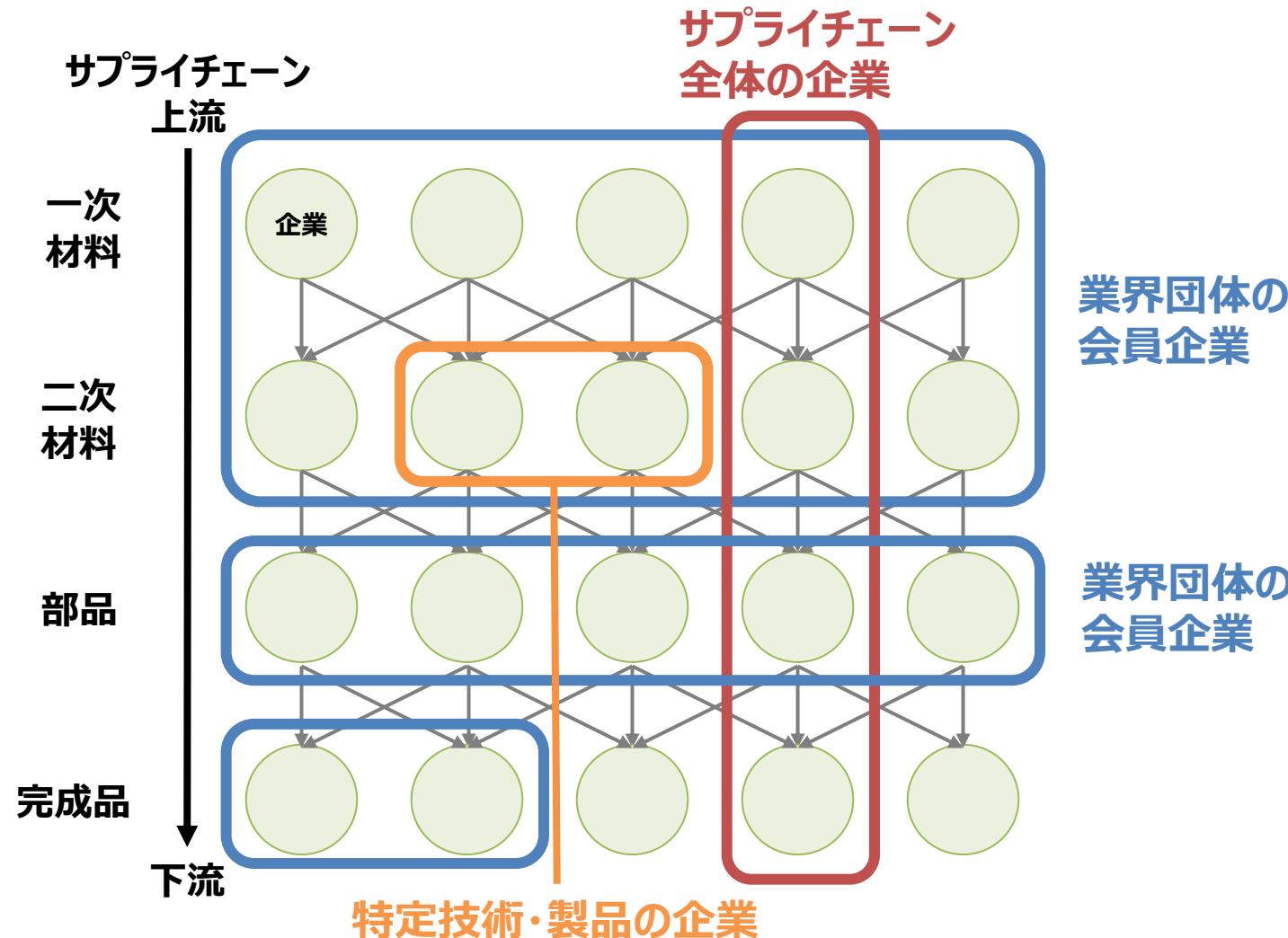
4. 官民連携の一層の推進

産業・技術基盤強化アクションプランのコンセプト ～「3つのP+I」～



産業界との戦略的対話

- 幅広く一般的な知見や問題意識を共有する観点からは業界団体ベースの会話が有効。
- ただ、具体的なアクションにつなげる取組を検討する場としては、サプライチェーン全体での情報交換、特定の技術・製品を有する企業間の情報交換が必要



官民対話・民民対話を推進するに当たっての独禁法の論点

(参考) 第6回経済安全保障に関する産業・技術基盤強化のための有識者会議 (2025年4月15日)

- 安全保障環境が複雑化する中で、日本企業は以下のようなリスクに直面しており、我が国の自律性、不可欠性を喪失するリスクがある。
 - (1) 国家紛争・自然災害・疫病等による重要物資の供給途絶
 - (2) 供給停止等の経済的威圧や取引への国家介入、また、その結果としての技術移転強要
 - (3) 他国企業の高度技術獲得、さらに大規模な国家補助金等を背景とした過剰供給による競争過熱による事業性の悪化
- これらの脅威・リスクに対応するためには、中長期かつ大規模な投資が必要になるとともに、サプライチェーン全体や企業間での情報交換や特定の技術・製品を有する企業間の連携・再編が一層重要になっている。

(例) ①日系下位企業への海外企業からの買収提案を通じた情報漏洩の防止や国内での企業再編
②競合他社間や垂直的取引の相手方等、企業が属するサプライチェーンでの情報交換や共同行為を通じた技術管理
③海外依存度が高い原材料の安定的な調達のための企業間での連携（情報交換、共同調達）
- 一方で、産業界からは以下のような声もある。
 - ①外国の過剰供給やサプライチェーンの独占化が懸念されている中で、国内企業がこれに対抗すべく、中長期かつ大規模な投資を行うための企業統合を行う必要性が高まっているにも関わらず、企業結合規制に抵触するおそれがあるとの漠然とした懸念などを理由に、企業において企業結合のオプションが検討の俎上に上りづらい
 - ②企業間で交換する情報の内容によってはカルテル違反のおそれがあるとの漠然とした懸念などを理由に、企業の法務部や弁護士が独禁法を理由に保守的な判断を下す傾向とあいまって、企業間の対話を躊躇してしまう
- 市場における事業者間の公正かつ自由な競争を維持し、一般消費者の利益を確保することは重要。経済安全保障を推進する観点からは、外国の過剰供給や優位性技術の流出によって、日本企業のグローバルな競争優位性が失われることを防止するのも重要であり、事業者間における情報交換、連携、再編といった経済安全保障の観点から実施する行為について、独禁法上の基本的な考え方を整理し、産業界に周知を行うことが必要ではないか。

経済安全保障と独占禁止法に関する事例集について

- 本年4月に開催された経済安全保障に関する産業・技術基盤強化のための有識者会議（以下「有識者会議」という。）において、経済安全保障を推進するに当たっての独占禁止法の論点が提起され、「事業者間における情報交換、連携、再編といった経済安全保障の観点から実施する行為について、独禁法上の基本的な考え方を整理し、産業界に周知を行うことが必要」とされた。
- 本年5月に公表された「経済安全保障に関する産業・技術基盤強化アクションプラン（再改訂）」に記載のとおり、その後、経済産業省は、国土交通省とも連携して、事業者間の情報交換、連携、再編といった経済安全保障の観点から実施する行為について、産業界から寄せられた様々な事例を取りまとめ、公正取引委員会に相談した。
- 第8回有識者会議(11/20開催)に先立ち、経済安全保障と競争政策に関する研究会（議事非公開）において事例について議論を行い、公正取引委員会において独占禁止法上の考え方を取りまとめ、「経済安全保障と独占禁止法に関する事例集」として公表するもの。

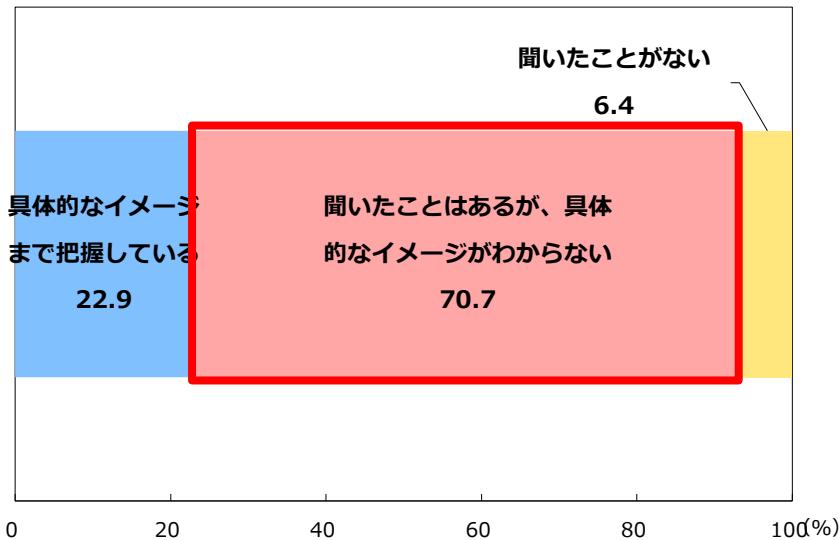
（参考）経済安全保障と競争政策に関する研究会 委員

大橋 弘 東京大学大学院 経済学研究科 教授
川島 富士雄 神戸大学大学院 法学研究科 教授
川濱 昇 追手門学院大学 法学部 教授
伊永 大輔 東北大学大学院 法学研究科 教授
鈴木 一人 東京大学公共政策大学院 教授・国際文化会館 地経学研究所長
角南 篤 公益財団法人 笹川平和財団 理事長（座長）
高宮 雄介 森・濱田松本法律事務所 外国法共同事業 パートナー弁護士
中山 龍太郎 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 執行パートナー弁護士
長澤 哲也 大江橋法律事務所 パートナー弁護士

経済安全保障に取り組む製造事業者の実態

製造事業者における経済安全保障の認知度

(n=3,007)



経済安全保障の取組による費用対効果の考え方

(n=1,148)

直近1-3年

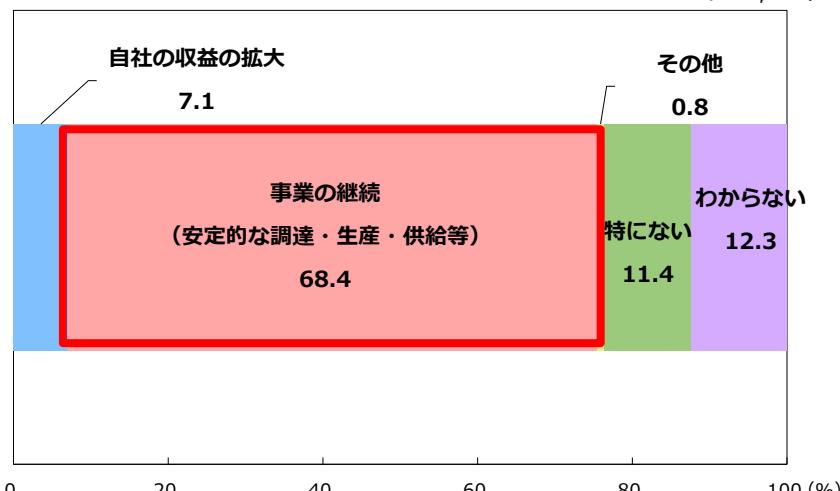


直近4-10年

0 20 40 60 80 100 (%)

経済安全保障の取組によって感じた効果

(n=1,147)



■ 経済安全保障に向けた取組を実施するにあたって発生する費用が上回る

■ 経済安全保障リスクに対応しないことによって減収する収益が上回る

■ 同程度

■ わからない

経済安全保障経営ガイドライン（案）の策定

- 企業を取り巻く国際環境は、国境を越えた効率重視の自由な経済活動が進展したグローバル化の時代から、地政学的リスクを踏まえた対応が求められる時代に突入
- 我が国の経済安全保障の実現には、産業・技術基盤の主体である民間企業自身が、自社の自律性・不可欠性を高めていくことが重要であるが、実際には、自社の経済安全保障の取組がコストになる、と企業からの声もある
- しかし、経済安全保障リスクが高まる中においては、供給安定性やセキュリティの堅牢性等も考慮した製品・サービスの供給や開発が価値を生み、新たなビジネス機会の拡大へと繋がり得る。また、自律性を高める上では、社内の各部門のみならず、サプライチェーンにおける上流から下流に至る各企業が認識を共有しつつ、取組を進める必要がある
- 今回のガイドライン案は、経営層がこれらの取組を経営戦略として考え、実行するまでの推奨事項としてまとめたもの。今後も国際情勢や経済安全保障政策の動向に応じて、継続的に改訂を図る

ガイドライン（案）の構成

1. はじめに

2. 基本方針

- 位置付け、想定企業、対象者、内容と範囲

3. 経営者等が認識すべき原則

- ① 自社ビジネスを正確に把握し、リスクシナリオを策定する
- ② 経済安全保障への対応を単なるコストではなく、投資と捉える
- ③ マルチステークホルダーとの対話を欠かさない

4. 個別領域における取組の方向性

- ① 自律性確保の取組
- ② 不可欠性確保の取組
- ③ 経済安全保障対応におけるガバナンス強化

経済安全保障経営ガイドライン研究会（五十音順、敬称略）

- ・今村 卓（丸紅株式会社）
- ・石見 賢蔵（日本電気株式会社）
- ・大島 昌彦（日本商工会議所）
- ・大西 康二（積水化学工業株式会社）
- ・久保 浩平（日本経済団体連合会）
- ・宍戸 千絵（TDK株式会社）
- ・田上 英樹（地経学研究所）
- ・水口 喬（株式会社デンソー）
- ・湯浅 諭（長島・大野・常松法律事務所）

＜オブザーバー＞

- ・経済産業省内関係部局

＜今後のスケジュール予定＞

11月26日 任意のパブリックコメントを開始（～12月26日）

1月 正式版を公表

ガイドライン（案）の主な内容③

3. 経営者等が認識すべき原則

経済安保対応を重要な経営事項の一つとして位置付け、経営者等自らがリーダーシップを発揮して、自社のリスクに応じた対応を主導する必要がある

（1）自社ビジネスを正確に把握し、リスクシナリオを策定する

- 自社のバリューチェーン上で、どの事業者およびどの国・地域と、どの財やサービス等で、どのくらいの量や金額の取引があるかを、可能な限り正確に把握する
- 競争優位の源泉となる自社のコアとなる技術等を適切に見極める
- 外的ショックによる自社製品・サービスの途絶シナリオや、自社のコア技術等の喪失・流出へ繋がる可能性のある事象等、リスクシナリオを策定するとともに、重要度や緊急度に応じた対策を検討する



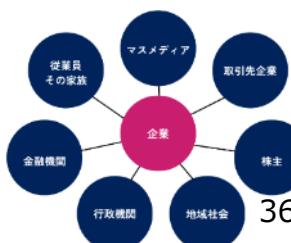
（2）経済安保への対応を単なるコストではなく、投資と捉える

- 企業が経済安全保障への対応を主体的に進め、自社の自律性・不可欠性を確保することは、取引先や株主等からの信頼や評価の獲得においても重要。
- 経済安全保障への対応を単なるコストではなく、事業活動における将来的なコスト・損失を軽減し、持続的な企業経営を目指すうえで必要な投資と認識する。



（3）マルチステークホルダーとの対話を欠かさない

- 経済安保の取組を進めるためには、取引先、金融機関、株主、政府や地方自治体等のステークホルダーの理解と評価が必要。あらゆるステークホルダーとの連携・対話を欠かさない。



ガイドライン（案）の主な内容④

4. 個別領域における取組の方向性

（1）自律性確保の取組（一部抜粋）

- 足下の地政学的不安定性の高まりを踏まえ、特定の国・地域や企業への調達や生産拠点等の過度な集中がサプライチェーンの混乱・途絶リスクを高める可能性を認識する
- 平時より、自社の製品・サービスが供給途絶した場合の自社および取引先等への影響のリスクを点検し、リスクが顕在化する前に、想定し得るリスクシナリオを重要度や緊急度等に応じて検討し、代替調達や備蓄等の対策を検討する。必要に応じて、政府や同業他社、調達先等との情報交換、認識共有等も検討する
- シングルソースに調達を依存している場合は、万が一供給途絶が発現した場合に備えて、例えば、予め代替調達となり得る事業者等との間で自社の製品・サービス等に組み入れるための原材料等の認証を行っておくなど、有事において代替調達先からの調達に速やかに移行できるような体制や調達先との関係構築を行うことも重要である
- サプライチェーン多様化の取組を進めるためには、自社の製品・サービス等を購入するサプライチェーン下流の顧客企業等の理解と行動も重要である。経営者等が率先して、これら顧客企業等との意思疎通を図り、自社のサプライチェーンが内在する潜在的リスクやその対応策について理解を得るよう努める
- 自社のサプライチェーン上流に位置するサプライヤーや業界団体等から、安定供給確保のための調達先、生産拠点の多様化などの相談がある場合、自社のサプライチェーンの強靭化を通じて、中長期的な企業価値向上に貢献し得るものとして、誠実に対話に応じる
- 他国による唐突な国境措置等によりサプライチェーンの混乱・途絶が生じた場合、官民一体で対応することが不可欠な事案もあるため、必要に応じて企業から経済産業省等へ相談するとともに、経済産業省からも企業へ情報共有し対応策をともに検討する

ガイドライン（案）の主な内容⑤

4. 個別領域における取組の方向性

（2）不可欠性確保の取組（一部抜粋）

- イノベーション創出のためのR&D投資だけでなく、自社のコア技術等を守ること、さらには取引先・共同研究先の技術情報等の流出防止対策にも万全を期すことは、企業価値向上に貢献し得ることを認識する
- コアとなる技術等の特定や、その潜在的な流出リスクの洗い出し、万が一流出した際の経営への影響度の把握を通して、技術等の流出対策を講じる
- 買収や資本提携等を通じたノウハウや技術流出リスクなどを踏まえて、上場の是非を含め事業拡大等のための資本政策を検討する
- 技術等の流出対策を、研究開発や生産技術、事業部門等の責任者の問題にとどめず、経営の問題として、経営者や経営企画部、人事部や法務部等の間接部門の責任者等も巻き込み、全社をあげた取組とする
- 複数の日本企業が同じ分野で優位な技術等を有する場合、その中の1社から他国に技術等が流出すると、将来的に他国に優位性を奪われ、当該技術等を保有する日本企業全体の利益が損なわれる恐れがあることを認識する。その上で、情報収集や流出対策の検討等に関し、少しでも悩みや不安を抱える場合、経済産業省へ必ず相談をし、必要に応じて、同じ分野の技術等を持つ他企業との対話を心掛ける

ガイドライン（案）の主な内容⑥

4. 個別領域における取組の方向性

（3）経済安全保障対応におけるガバナンス強化（一部抜粋）

- リスクマネジメントを進めるには、自社のビジネスの強み、弱みやサプライチェーン情報といった社内情報に加えて、国内外の規制動向や国際政治情勢といった外部情報が重要。
- 自社の経営資源に限りがあり十分な情報収集体制の整備が難しい場合は、政府のホームページおよびニュースや新聞等のメディアを介した情報や、シンクタンクや業界団体等が発信する情報を定期的に収集することも有用である
- 対応策の効果検証に加え、経済安全保障対応における組織体制・風土や責任・権限の割り当て等が適切かどうかをモニタリングする
- 各部門・機能が有機的に連携し社内横断的に対応策を検討・実行する組織体制に加え、迅速な意思決定が必要な場合に備え、経営者等が対応策を検討・実行する部門等に対し直接指示できる体制も構築する
- 経済安全保障対応における最適な組織体制を構築する上で、以下を検討することも有用である
 - 経済安全保障対応を統括する司令塔部門・機能を設置すること
 - 部門長を責任者として設置するほか、経済安全保障を担当する執行役員以上の職責の者を定めること
 - 司令塔部門・機能やリスク対応策を実行する組織に十分な権限を与えること
 - なお、自社の経営資源に限りがあり十分な組織体制が構築できない場合、必ずしも新しい組織の設立や要員補充等を実行する必要はなく、既存組織や要員等で対応することを念頭におく

(参考) 経済安全保障経営ガイドライン(案)の活用例

- 本ガイドライン(案)は経営層向けではあるものの、経済安全保障対応の必要性に係る共通認識の醸成や、実際の対応の検討等に向け、社内のコミュニケーションに加え、取引先やサプライチェーン全体等のステークホルダーとの対話にも活用が期待される

活用例(イメージ)

経営層のマインドセット



我が社も経済安保対応が必要だな。経営戦略への落とし込みを考えてみよう。

社内の縦連携

～現場から経営層へのボトムアップ～



このガイドラインを参考に、我が社も経済安保に取り組みましょう！

業界団体等での活用

このガイドラインを元に、我々の業界団体で、リスクの洗い出しや対応策を検討してみよう！



社内の横連携

～司令塔部門から担当部署への協力依頼～

経済安保対応は、我が社の中長期的な成長に繋がり得ます。協力して取り組みましょう！



取引先との対話

～サプライヤーの理解向上～



国からこのようなガイドラインが公表されました。経済安保対応は、サプライチェーン全体にとって大事なので、是非一緒に取り組みましょう！

取引先との対話

～株主・投資家の理解向上～



不安定な地政学リスクに対し、中長期的な観点から、経済安保対応を意思決定しました。

ご静聴ありがとうございました